

## 家族心理学研究著作権規定

- 第1条 日本家族心理学会（以下本学会という）が編集発行する家族心理学研究の編集著作権は本学会にある。
- 第2条 家族心理学研究に掲載された個々の論文・報告等の著作権は、当該著作物の著作者にある。
- 第3条 家族心理学研究に掲載された個々の論文・報告等の著作権は、当該著作物の非商業的利用について、その許諾の決定権を本学会に委任する。ただし、当該著作者らがこれを行うことを妨げない。
- 第4条 前条にかかわる著作権委任に関する承諾書は、投稿する際に著作者あるいは著作代表者が本学会に提出するものとする。
- 第5条 承諾書の様式については、別に定める。

付則

本規定は、1997年6月1日より施行する。

---

### 解説

複写機や印刷機の発展に加え、電子的手段による記録方式の進歩は、各種著作物の複写、保管、配布を著しく容易にしました。このことは研究を進める上で多大な力を発揮する反面、著作権の侵害という問題を起こりやすくしています。

そこで、国立情報学研究所（旧日本学術情報センター）の助言もあり、本学会でも上記のような家族心理学研究著作権規定を設けることが、理事会、総会を経て決定されました。

本規定をお読みいただければお分かりのとおり、本誌に掲載された論文・報告等の著作権はあくまでも著作者（投稿者）に所属し、全面的に本学会に委任することを規定してはおりません。本規定の趣旨は、研究等の非商業的な目的に限り、本誌に掲載された論文・報告等の複写を、本誌の発行・編集母体である日本家族心理学会が著作者に代わって許諾できることを明確にすることにあります。

以上のことを十分にご理解いただき、論文・報告等を投稿くださいますようお願い申し上げます。なお、このことに関し疑義等がございましたら、日本家族心理学会事務局まで、できるだけ文書にてお問い合わせください。